

【オーストラリア】2020年支払期間報告法の制定

海外立法情報課長 内海 和美

* 2020年10月、支払期間報告法が成立し、大企業から小規模企業への代金の支払慣行の透明性を高め、支払遅延を改善することを目的とした支払期間報告制度が新設された。

1 背景

豪州では、大企業から取引先である小規模企業への代金支払遅延が多発していることが、問題視されてきた。2017年4月に「豪州小規模企業・家内企業オンブズマン (Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman: ASBFEO)」が公表した調査報告書¹によれば、2015年時点での、世界各国の企業の代金支払期限からの平均超過日数は、日本(マイナス6.5日)、ドイツ(マイナス0.5日)、英国(5.85日)、米国(7.1日)、カナダ(12.0日)に対し、豪州は26.4日と多くなっている。契約で合意した期限を過ぎた支払や、通常取引慣行より長く設定された支払期限は、小規模企業のキャッシュ・フローを悪化させ、事業継続のための資金調達を困難にし、操業不能に陥る大きな原因となってきた²。小規模企業が売掛債権を早期に回収するための手段として、ファクタリング³等の方法があるが、小規模企業は割引された金額しか回収できず、やはり不利益を受けることになる。

連邦政府は、同報告書の公表後も状況の改善が見られないことを受け、2018年11月21日、年間売上高1億豪ドル⁴以上の大企業(約3,000社)を対象に、小規模企業への支払情報の公表を義務化することを表明した⁵。2020年10月14日、大企業から小規模企業への支払慣行の透明性を高め、大企業に支払遅延等の改善を促すことを目的として、2020年支払期間報告法⁶(2020年法律第91号)が成立し、2021年1月1日に施行した。

2 支払期間報告法

(1) 構成

同法は、全6章62か条⁷から成り、その構成は、第1章：通則(第1条～第10条)、第2章：支払期間の報告(第11条～第22条)、第3章：支払期間報告規制官(第23章～第27条。以下「規制官」)、第4章：法律の遵守及び執行(第28条～第37条)、第5章：保護情報(第

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。

¹ “Payment Times and Practices Inquiry-Final Report,” Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman, April 2017, p.4. <https://www.asbfeo.gov.au/sites/default/files/ASBFEO_Payment_Times_and_Practices%20Inquiry_Report.pdf> 豪州小企業・家内企業オンブズマンは、小規模企業等のビジネス上の紛争解決を支援し、関連する法律・政策・慣行等の調査、研究を行うため、Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman Act 2015, No.123, 2015. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00109>> に基づき2016年3月11日に設立された。

² *ibid.*, pp.4-5.

³ ファクタリングとは、売掛金保有企業が、未回収の売掛金を、割引いた金額でファクタリング会社に売却し、支払期日前に資金調達する方法である。

⁴ 1豪ドルは、約75.7円(令和3年1月分報告省令レート)。

⁵ Prime Minister, Minister for Small and Family Business Skills and Vocational Education, “Paying small business on time,” Media release, 2018.11.21. Prime Minister of Australia website. <<https://www.pm.gov.au/media/paying-small-business-time>>

⁶ Payment Times Reporting Act 2020, No.91, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00091>>

⁷ 最終条文は第58条だが、第54A条、第54B条、第57A条、第57B条があるため条文数は62になる。

38条～第46条)、第6章:雑則(第47条～第58条)である。

(2) 支払期間報告制度の概要

豪州で事業を営む、直近の事業年度の年間売上高が1億豪ドル以上の企業は(第7条)、取引先である小規模企業⁸への代金支払条件や支払期間を、各事業年度の6か月間(以下「報告期間」)ごとに(第8条)、規制官に対して報告しなければならない(第12条)。報告は、各報告期間終了後3か月以内に行う必要がある(第13条)⁹。支払期間報告制度は、産業・科学・エネルギー・資源省(Department of Industry, Science, Energy and Resources)が管轄する¹⁰。

(3) 報告を要する事項

報告すべき主な内容は、次のとおりである。①企業名、企業納税登録番号(Australian Business Number: ABN)及び主な事業内容、②関連する報告期間及び報告期間開始時における標準的支払期間(標準的な最短及び最長支払期間を含む。)、③報告期間中に小規模企業に支払われた、請求書記載の取引数量及び金額の合計のうち、次の期間ごとの割合。(a)請求書発行日から20日まで、(b)同21日から30日まで、(c)同31日から60日まで、(d)同61日から90日まで、(e)同91日から120日まで、(f)同120日を超過(第14条)。

(4) 支払期間報告登録簿(Payment Times Reports Register)

規制官は、企業からの報告内容を「支払期間報告登録簿」に登録しなければならない。また、同登録簿は、インターネットを通じて無料で公開される(第17条)。ただし、報告書に記載された内容のうち、特定の情報を公開することが公共の利益に反すると規制官が判断した場合は、公開しないことができる(第20条)。

(5) 民事罰規定

報告義務のある企業に適用される罰則は、次のとおりである。①報告書の準備に使用したいかなる記録も、報告期間終了から7年間保存する義務があるが、この義務に反した場合、違反した年度の年間売上高の0.2%以下(第29条)、②規制官から報告書提出を求められたにもかかわらず怠った場合は、300ペナルティユニット¹¹(Penalty Unit: PU)以下¹²、③重要な部分において誤りがある報告書又は誤解を生じさせるおそれがある報告書が提出された場合は、違反した年度の年間売上高の0.6%以下(第16条)の過料がそれぞれ科される。なお、法律の施行から1年間(2021年12月31日まで)の移行期間が設けられており、この間の行為に対し、上記の罰則規定は適用されない(第37条)。

(6) 支払期間報告ウェブサイト(Payment Times Reporting website)

2020年12月から、制度の詳細を説明した手引¹³や、取引企業が報告対象となる小規模企業に該当するかを確認するためのオンラインツール、企業情報の登録等を行うためのポータルサイトが利用できる。

⁸ 豪州で事業を営み、直近の事業年度の年間売上高が1,000万豪ドル未満の企業(支払期間報告法第5条)。

⁹ 例えば、2021年7月1日時点で報告対象企業となるA社の、2021-22年事業年度における最初の報告期間は、2021年7月1日から同年12月31日までで、この期間の報告は、2022年3月30日までに行う必要がある。2回目の報告期間は、2022年1月1日から同年6月30日までで、報告は9月30日が期限となる。

¹⁰ Payment Times Reporting Scheme. Department of Industry, Science, Energy and Resources website <<https://www.industry.gov.au/regulations-and-standards/payment-times-reporting-scheme>>

¹¹ 1ペナルティユニットは、210豪ドル(2021年1月現在)。Crimes Act 1914, No.12, 1914, section 4AA.

¹² 法人以外は第15条により60PU以下だが、法人は民事罰規定で定められた額の5倍が科される。Regulatory Powers (Standard Provisions) Act 2014, No.93, 2014, section 82(5)(a). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00359>>

¹³ “Payment Times Reporting Scheme: Guidance material,” 2020.11. <<https://www.industry.gov.au/data-and-publications/payment-times-reporting-scheme-guidance-material>>